

太田市区長章着用要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、太田市区長章に関し必要な事項を定めるものとする。

(区長章の様式)

第2条 本市区長章は、次のとおりとする。

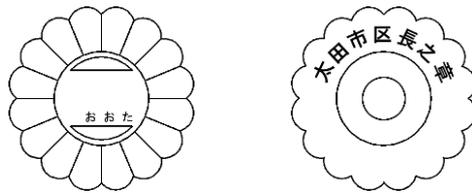


表 黄銅製本金厚メッキの菊花16弁の花しんに市章を突出する。直径16ミリメートル

裏 「太田市区長之章」の文字を表示する。

(区長章の着用)

第3条 本章は、太田市区制規則（平成17年太田市規則第6号）第4条に規定する区長及び区長代理の職にあるもの限り着用するものとする。

(着用の位置)

第4条 本章は、左胸部に付けるものとする。

(弁償)

第5条 本章を損傷し、又は紛失し、再交付を受けるときは、その実費を支弁するものとする。ただし、事情によってはこれを免除することがある。

(返納)

第6条 本章は、本人が退任した場合には、これを返納するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。